(ｲ)　同種工事（下記ａ）又はｂ）を必要とする。）
ａ）ＮＡＴＭ工法（機械掘削）により施工した設計内空断面積60㎡以上かつ延長230m以上の道路トンネル工事
ｂ）躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端までの高さ）が15m以上のコンクリート橋脚の工事

⑷　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　専任の主任技術者又は監理技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種（土木一式工事）に係る技術資格者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成７年度以降に下記の同種工事の経験を有すること。なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。ただし、施工実績の取扱いは⑶に同じ。
同種工事（下記ａ）及びｂ）を必要とする。）
ａ）ＮＡＴＭ工法（機械掘削）により施工した設計内空断面積60㎡以上かつ延長230m以上の道路トンネル工事
ｂ）躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端までの高さ）が15m以上のコンクリート橋脚の工事
③　専任の主任技術者又は監理技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、確認資料の提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑸　競争参加資格確認申請書及び確認資料（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領（平成17年要領第96号）」に基づき、「地域１」において、指名停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において指名停止を受けていないこと。

⑹　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。
イ）各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。
ロ）各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。
ハ）工事等競争参加資格登録要領別紙９－１に定める標準特定建設工事共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。
ニ）各構成員の出資比率が２社で構成される場合にあっては30％以上、３社で構成される場合にあっては20％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法　入札参加者は、「入札価格」並びに「企業の高度な技術力」に係る技術的要素でもって契約の申込みを行い、次の１）及び２）に該当する者のうち、⑵総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、契約制限価格の範囲で発注者が定める最低限の要求要件を満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
１）入札価格が契約制限価格の範囲内であること。
２）評価値が、標準点を契約制限価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

⑵　総合評価の方法
１）「標準点」を100点とし、「加算点」の最高点を30点とする。
２）「標準点」は、入札説明書等に記載された最低限の要求要件を実現できると認められる場合に100点を与える。
３）「加算点」は、あらかじめ定めた技術評価基準に基づいて、技術提案を次の評価項目ごとに評価して得られた数値を合算することにより算出する。
企業の高度な技術力
①　社会要請
・地球環境に配慮した取組み
１）環境負荷物質の発生抑制
２）CO_2の削減
３）最終廃棄物となる混合建設副産物の削減
②　施工計画
・コンクリートの品質確保に向けた取組み（①品質管理体制、②生コンクリート、③型枠・鉄筋・支保工、④打設・養生作業、⑤その他）
・安全対策全般に関する事項（①切盛土工、②橋梁下部工、③トンネル工、④教育、啓発、⑤その他工事）
・低土被りかつ上下線近接という条件下でのトンネル施工における留意事項
③　工事中のコスト削減
・契約後ＶＥ提案につながる基本的な考え方
４）入札価格と価格以外の技術的要素の総合評価は、入札参加者に付与された標準点及び加算点の合計値（技術評価点）を、当該入札者からの申込みに係る入札価格で除して得た評価値をもって行う。

⑶　上記⑵３）に係る評価項目の詳細、評価基準及び加算点の内訳は入札説明書による。

⑷　公告日から申請書等の提出期限の前日までの間に設計業務成果の閲覧を認める。

⑸　上記⑵３）で求めた技術力については、履行状況を踏まえて、受注者の責めに帰すべき事由により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定点を減ずるとともに、工事請負代金の減額、損害賠償の請求等を行う場合がある。

４　入札手続等

⑴　担当部署　〒567―0871 大阪府茨木市岩倉町１―13　西日本高速道路株式会社関西支社
総務企画部　経理グループサブリーダー
木村　和昭　電話06―6344―9241

⑵　入札説明書、図面、仕様書等の交付期間、場所及び方法
①　交付期間　平成22年10月27日（水）から平成23年１月27日（木）までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（平成22年12月29日から平成23年１月３日）（以下「休日」という。）を除く毎日午前10時から午後４時まで。
②　交付場所　上記４⑴に同じ。
③　交付方法　直接交付する。

⑶　申請書等の提出期間、場所及び方法
①　提出期間　平成22年10月28日（木）から平成22年11月24日（水）までの休日除く毎日午前10時から午後４時まで
②　提出場所　上記４⑴に同じ。
③　提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、契約責任者の承諾を得た場合は、紙により持参又は郵送（簡易書留に限る）すること。

⑷　入札書の提出期限、場所及び入札書の提出方法
①　提出期限　平成23年１月28日（金）午前11時00分
②　提出場所　上記４⑴に同じ。
③　提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、契約責任者の承諾を得た場合は、紙により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。